

固定資産税減額申告書（耐震改修住宅）

年 月 日

羽村市長 宛

申告者（納税義務者）

個人・法人番号

住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号

羽村市税賦課徴収条例付則第12条の4第8項及び同条第11項の規定により、

下記のとおり申告します。

所在地	羽村市		
家屋番号		種類	
構造	造 葺 建		
床面積	m ²	居住用床面積	m ²
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
改修完了年月日	年 月 日	改修費用	円
改修工事完了後3か月以内に申告書を提出できなかった理由			
添付書類	<input type="checkbox"/> 改修工事に要した費用を証する書類（領収書の写し等） <input type="checkbox"/> 現行の耐震基準に適合した工事であることを証明する書類 ※証明書は、地方公共団体、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関等に発行を依頼してください <input type="checkbox"/> 認定通知書等の写し（長期優良住宅に該当する場合）		

*固定資産税が減額される住宅の要件等については、裏面に記載してあります。

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置について

この申告により適用を受けようとする固定資産税の減額措置の内容は、次のとおりです。

1 減額の要件

次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 住宅の要件

- ・昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること。
- ・令和8年3月31日までの間に一定の耐震改修が行われた住宅であること。
(平成29年4月1日以後改修工事を行ったことにより、50㎡以上280㎡以下の認定長期優良住宅に該当することとなったものも含む。)
- ・居住部分の床面積が家屋の全体床面積の2分の1以上であること。

(2) 工事の要件

- ・工事費が50万円を超えるもの
- ・建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）に新たに適合すること。

2 減額の範囲

(1) 住宅の床面積が120㎡以下の場合

居住部分すべてについて固定資産税額の2分の1を減額

(2) 住宅の床面積が120㎡を超える場合

120㎡相当分の固定資産税額の2分の1を減額

※ 認定長期優良住宅に該当することとなった場合は固定資産税の3分の2を減額

3 減額する期間

耐震改修が完了した年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分

4 他の減額措置等との重複適用

- ・バリアフリー改修や省エネ改修に伴う減額と同時に適用はできません。